

調査要領

1 ご回答にあたって

- ・本調査票は、福島市内の全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターを対象に送付しております。
- ・ご回答いただいた内容を、貴事業所の許可なしに、貴事業所が特定される形で公表することはありません。

2 本調査の回答者

- ・「(1) 事業者票」は、管理者の方にご回答をお願いしております。
- ・「(2) 利用者票」は、貴事業所に所属する全てのケアマネジャーの方にご回答をお願いしております（非常勤の方も含みます）。

※地域包括支援センターにおいては、保健師、社会福祉士、経験ある看護師等を含む。

3 調査票の回答方法

- ・福島市ホームページから2種類の調査票をダウンロードしてください。

[福島市ホームページ](#)>

- ・「(2) 利用者票」は、ケアマネジャー全員分の回答を1つのファイルに集約し、提出してください。

(1) 事業者票 (全4問)

- ・各事業所の管理者を対象とした調査票です。
- ・回答を記入したファイルを1つご提出ください。

(2) 利用者票 (利用者1人あたり最大14問)

- ・各事業所のケアマネジャー等の方を対象とした調査票です。
 - ・担当している利用者のうち、「(自宅等にお住まいの方で) 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」を抽出(※)し、調査票を記入してください。
- (※) 利用者の抽出は、「5 利用者の抽出方法」(次のページ)をご覧ください。

4 調査票の提出方法

- ・管理者の方は、回答済みの調査票ファイル全てを添付し、令和8年5月29日(金)までにご提出ください。

5 利用者の抽出方法

- ・「利用者票」は、ケアマネジャーの視点からみた「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討することを目的としています。
- ・ケアマネジャーの方は、担当している利用者のうち、調査への回答の対象となる利用者を以下のフローにしたがって抽出し、「利用者票」の各設問にご回答ください。

<回答の対象となる要支援者・要介護者の抽出方法>

